

**障害者等による情報の取得及び利用並びに
意思疎通の手段の確保に関する条例**

逐条解説

平成 30 年 4 月

兵庫県議会

目 次

前 文	1
第 1 条 (定義)	2
第 2 条 (基本理念)	2
第 3 条 (県の責務)	3
第 4 条 (市町の責務)	4
第 5 条 (事業者の責務)	4
第 6 条 (県民の協力)	5
第 7 条 (計画の策定)	6
第 8 条 (県の情報発信における配慮)	7
第 9 条 (災害その他非常の事態における情報伝達)	7
第 10 条 (情報通信技術の活用)	8
第 11 条 (人材養成)	8
第 12 条 (啓発及び学習の機会の提供)	9
第 13 条 (団体への支援)	9
第 14 条 (行財政上の措置)	9
第 15 条 (施策の実施状況の公表)	10
附 則 (施行期日)	10

(前 文)

兵庫県は、「誰もが、多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会の実現」を基本目標の一つとして、ユニバーサル社会づくりを推進している。

情報通信技術が発達し、普及した現代社会においては、多様な情報を容易に取得し、あるいは発信することが可能となっている。しかし一方で、視覚や聴覚等の障害等により、必要な情報を円滑に取得することや意思疎通を図ることに支障を来している人が存在し、生活において不利益が生じたり、事故や災害の場面で生命に危険が及んだりする場合もあり、そうした障害者等への支援が急務となっている。

障害者等が自ら情報を取捨選択し、自らの意思で行動できることは、障害者等の安全で安心な暮らしの実現とともに、自立や社会参画に向けて不可欠な要素であり、障害者等に対して、生活に必要な情報の取得や意思疎通のための多様な手段を確保することが、ユニバーサル社会づくりにおいて非常に重要な視点である。

障害者等への支援は、全ての人への支援につながる。ここに、障害者等の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取組を促進するため、その基本理念を定め、県、市町及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民誰もが、安心して暮らし、自己決定による能動的な社会参画ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与することを目的として、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、この条例を制定するに到った背景や経緯、目的等を明らかにするものである。

【解説】

本県では、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会づくりを推進しており、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第1条では、実現を目指す社会像の一つとして「生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会」を掲げている。

2、3段落目は、視覚や聴覚等の障害などにより、例えば、行政文書や契約書が読めない、防災無線や公共交通機関のアナウンスが聞こえない、申請書類が記入できないといった、必要な情報の円滑な取得や意思疎通に支障を来している人への支援が急務であり、こうした人々の情報の取得や意思疎通のための多様な手段を確保することが、安全で安心な暮らし、生活における自立や社会参画に不可欠であり、ユニバーサル社会づくりにおいて非常に重要な視点であることを記載している。

4段落目では、前述の障害者等への支援が、ひいては全ての人への支援につながるという認識のもと、県、市町、事業者、県民それぞれが障害者等の情報の取得・利用や意思疎通の手段の確保に関して取り組むことにより、県民誰もが、安心して暮らし、自己決定による能動的な社会参画ができる環境を整え、ユニバーサル社会づくりの推進に寄与するという本条例の目的を明らかにしている。

【参考】

○ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

(ユニバーサル社会の実現)

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
- (4) (略)
- (5) (略)

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者、高齢者その他の日常生活又は社会生活において円滑な情報の取得及び利用並びに意思疎通（以下「意思疎通等」という。）に相当の制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通等の手段 音声言語及び文字、点字、手話その他の形態の非音声言語、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声訳、絵図、重度障害者用意思伝達装置その他の意思疎通等を図る際に活用される手段をいう。

【趣旨】

本条は、本条例において使用される用語の定義について定めるものである。

【解説】

「(1) 障害者等」は、視覚障害や聴覚障害を含む身体障害、知的障害、精神障害等の障害がある者や高齢者など、日常生活又は社会生活において円滑な情報の取得・利用や意思疎通に相当の制限を受ける状態にある者をいい、外国人も含まれる。

「(2) 意思疎通等の手段」は、障害者等が情報の取得・利用や意思疎通を図る際に活用される言語のほか、言語以外の媒体や人的補助といった手段を広く想定しており、例示の手段のほか、触手話、指文字、記号、写真なども含まれる。なお、重度障害者用意思伝達装置とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）など重度の身体障害者が使用する補装具で、コンピュータ等を活用してわずかな身体動作や生体現象（脳波や脳の血液量等）で意思を伝達するための装置をいう。

(基本理念)

第2条 障害者等に対しては、生活における多様な意思疎通等の手段が確保され、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならない。

2 生活における多様な意思疎通等の手段の確保（以下「意思疎通等の手段の確保」という。）は、障害者等だけでなく、全ての人の問題であることを認識し、相互の個性と人格の違いを理解し、互いに尊重することを基本として行わなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の内容を定めるに当たって「基本となる理念」を定めるものである。

【解説】

第1項では、障害者基本法（昭和45年法律第84号）やユニバーサル社会づくりの推進に関する条例で規定している理念を踏まえ、障害者等の生活における多様な意思疎通等の手段を確保することと、自らが望む意思疎通等の手段を選択する機会が確保されなければならないという、本条例の理念の根幹を示している。

第2項では、前文でも触れているように、障害者等への支援が全ての人への支援につながるという認識のもと、相互に個性と人格の違いを理解し、尊重し合うことを基本として、生活における多様な意思疎通等の手段の確保が行われなければならないことを規定している。

【参考】

○障害者基本法

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における県の役割を「責務」として定めるものである。

【解説】

県は、基本理念に基づき障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する総合的な施策を策定、実施することを規定している。なお、施策の実施に当たっては、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例第2条の趣旨に鑑み、県民、事業者、団体、市町との参画と協働により推進していくことが前提となる。

【参考】

○ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

(市町の責務)

第4条 市町は、基本理念及び第7条第1項に規定する計画を基本とし、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市町の役割を「責務」として定めるものである。

【解説】

住民に最も身近な存在である市町は、積極的に障害者等の意思疎通の手段の確保に関する施策を進める立場であるべきであり、障害者等の意思疎通の手段の確保に関する様々な施策を策定し、実施するねらいをもって、県と同等の強い位置付けである「責務」として規定している。

市町が障害者等の意思疎通の手段の確保に関する施策を策定・実施するに当たっては、第7条第1項により知事が定める計画を基本とするものとしている。この「基本とする」とは、市町が、知事の計画を踏まえつつも、それに拘束されることなく、地域の実情に応じて独自の取組を行うことを許容する趣旨である。

(事業者の責務)

第5条 事業者（社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、公共の交通機関の施設その他の公益的施設を設置して行う事業その他の事業を営む者をいう。以下同じ。）は、基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において、障害者等の意思疎通等の手段の確保に努めるものとする。

2 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における事業者の役割を「責務」として定めるものである。

【解説】

第1項では、率先的な取組が期待される事業者として、社会福祉施設、医療施設など公

益的施設を設置して事業を行う者を例示として明記し、その他の飲食業やサービス業等の事業を営む者についても、営利・非営利、個人・法人の別を問わず広く対象としており、全ての事業者をその対象としている。事業者が本条例の基本理念に対する理解を深め、自らの事業活動において様々な場面で障害者等の意思疎通等の手段の確保に努めることを規定している。

なお、「公益的施設」として例示している、「社会福祉施設」とは障害者支援施設、老人福祉施設など、「医療施設」とは病院、薬局など、「官公庁施設」とは国の行政機関など、「教育文化施設」とは学校、生涯学習センター、美術館など、「公共の交通機関の施設」とは鉄道などを想定している。学校については、各学校に対して、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関して教育内容として盛り込むことを求めるものではない。

第2項では、障害者等が情報通信技術を利用した情報の取得・利用、意思疎通を行うに当たって、情報通信関係事業者の役割が大きいと考えられることから、障害者基本法第22条第3項の規定と同様に、例えば、ケーブルテレビ事業者が放送を行う場合や情報通信機器の製造メーカーが電話機等を製造する場合などを想定し、情報通信関係事業者が役務の提供や機器の製造を行うに当たって障害者等への利用の便宜を図ることを規定している。

【参考】

○障害者基本法

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(県民の協力)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、県及び市町が実施する障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における県民の協力を定めるものである。

【解説】

県民一人ひとりが、ユニバーサル社会づくりの推進に当たって重要な主体であることから、基本理念に対する理解を深め、県や市町が実施する障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に協力することを規定している。

(計画の策定)

- 第7条 知事は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。
- 2 計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する取組方針及び目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、次条から第13条までに定める施策に関する事項その他の障害者等の意思疎通等の手段の確保に関して必要な事項
- 3 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針（次項において「総合指針」という。）その他の条例の規定による方針であって、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 計画は、総合指針と一体のものとして作成することができる。
- 5 知事は、計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、障害者等の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、知事が障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するために、「障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する計画」の策定等に当たって、記載すべき事項や策定・変更の手續、公表について定めるものである。

【解説】

計画には、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する取組方針や目標などとあわせて、第8条から第13条までに定める施策の具体的な取組内容を記載する旨を規定している。

また、計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例第12条第1項に規定する総合指針や福祉のまちづくり条例などの規定による方針等のうち、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する事項を定めるものと調和を保たなければならないとともに、総合指針と一体のものとして作成することができる旨を規定している。

計画を定めた時、また、国の制度改正等の状況の変化に伴い、計画の内容を変更する際には、障害者等の意見を聴く必要があることを規定している。意見を聴取する方法は、計画策定等に係る有識者会議における意見聴取や関係団体へのヒアリングのほか、パブリックコメントが想定される。

さらに、計画を定めた時又は変更した時は、これを速やかに公表することを規定している。計画の公表は、第15条による施策の実施状況の公表と同様の考え方によるものであり、公表の方法として県ホームページへの掲載等が想定される。

加えて、市町が第4条により、県の計画を基本として障害者等の意思疎通等の手段の確保等に関する施策を策定及び実施する責務を有することから、計画の策定又は変更をした時は、市町に対して通知を行うことを想定している。

(県の情報発信における配慮)

第8条 県は、情報の発信をする場合においては、障害者等が円滑に当該情報を取得できるようにしなければならない。

2 議会及び知事その他の執行機関は、前項の規定に基づき、次に掲げる措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

(1) 文書、出版物その他の文字による情報にあつては、文字の大きさ、色彩等についての配慮、点字表記、朗読、平易な表現その他の障害者等が円滑に当該情報を取得するための措置

(2) テレビジョン放送、講演会その他の映像及び音声による情報にあつては、手話通訳、字幕その他の障害者等が円滑に当該情報を取得するための措置

【趣旨】

本条は、県が情報の発信を行う場合における必要な措置について定めるものである。

【解説】

県が情報の発信をする場合においては、障害等にかかわらず誰もが円滑に情報を取得し利用できるように配慮するいわゆる情報アクセシビリティの考え方にに基づき、率先して措置を講じていく必要があることを規定している。

第2項においては、議会、知事部局のほか、教育委員会、企業庁、病院局、警察本部などの機関が、文字により発信する情報、映像及び音声により発信する情報それぞれに関して、障害者等が円滑に当該情報を取得するために配慮すべき措置について規定しており、具体的な措置の内容は計画において規定することとなる。

(災害その他非常の事態における情報伝達)

第9条 県は、災害その他非常の事態の場合においては、障害者等に対して必要な情報を的確に伝達するため、市町その他関係機関と連携し、障害者等の家族及び支援者の協力を得つつ、障害者等に配慮した多様な手段による情報の発信を行うものとする。

【趣旨】

本条は、災害その他非常の事態の場合における県の情報発信について定めるものである。

【解説】

地震等の災害や大規模事故等において、特に配慮を要する障害者等に対して、その安全を守り適切に支援ができるよう、必要な情報を的確に伝達するため、市町や警察、自衛隊、放送機関などと連携し、障害者等の家族や支援団体等の協力を得ながら、障害者等の態様に応じた多様な手段により情報の発信を行うことを規定している。

具体的には、視覚障害者への音声や点字による情報提供、聴覚障害者への手話や筆談による情報提供、知的障害者へのコミュニケーションボード等を活用した情報提供などが想定される。

(情報通信技術の活用)

第10条 県は、通信端末機器の配備その他の環境整備、障害者等の情報活用能力を向上するための支援その他の情報通信技術を活用した障害者等の意思疎通等を支援するための施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が情報通信技術を活用した障害者等の意思疎通等を支援するために必要な措置を講ずることを定めるものである。

【解説】

情報通信技術が進展し、スマートフォンやパソコン上で使用する音声読み上げソフトなど障害者等の意思疎通等を支援するための多様なツールが開発・普及されつつある。こうした情報通信技術を活用した障害者等の意思疎通等の支援策として、タブレット等の通信端末機器を県庁舎や県立施設等に配備するなどの環境整備を進めるとともに、障害者等の情報通信技術の活用能力を向上するための研修等の実施などの施策を講じる旨を規定している。参考として、本条例を制定した平成30年度には、災害時要援護者を含む利用者の利便性向上を目的としたスマートフォン向け防災アプリの開発など施策の充実が図られた。

(人材養成)

第11条 県は、障害者等の意思疎通等を支援するため、手話通訳、点訳等を行う人材の養成を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県による手話通訳や点訳等を行う人材の養成について定めるものである。

【解説】

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第78条に基づき、県は専門性の高い意思疎通支援を行う者として手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修や派遣の事業を実施することとされており、こうした人材の養成に取り組む旨を規定している。

【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

(啓発及び学習の機会の提供)

第12条 県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する啓発を行うものとする。

2 県は、障害者等並びにその家族及び支援者その他の県民に対して、手話、点字等を学習する機会の提供及びその学習のために必要な環境の整備を行うものとする。

【趣旨】

本条は、県が県民への普及啓発や手話、点字等の学習機会の提供について必要な措置を講ずることを定めるものである。

【解説】

第1項では、第2条に定める基本理念に対する県民の理解を深めるため、県ホームページやリーフレット等により、本条例の内容や計画等について広く周知し、普及啓発を図ることを規定している。

第2項では、障害者等本人や家族、支援者が手話や点字等を習得するための機会や環境を確保するとともに、広く県民に対して手話や点字等について普及啓発するため、手話や点字等を学習する講座等の開催や、それらを学習するために必要な施設や人材の確保等を行うことを規定している。

(団体への支援)

第13条 県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、障害者等を支援する団体に対し、情報の提供その他の必要な支援を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が障害者等を支援する団体に対して必要な支援の措置を講ずることを定めるものである。

【解説】

障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するに当たっては、障害者等を支援する団体と連携協力して課題解決に当たることが重要であり、こうした団体に対し、県施策に関する情報の提供や各種補助事業など必要な支援施策を講じる旨を規定している。なお、「障害者等を支援する団体」には、障害者等自らで組織する団体も含まれる。

(行財政上の措置)

第14条 県は、障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するため、必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県が障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するに当たって、

必要な行財政上の措置を講ずることを定めるものである。

【解説】

県が障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策を推進するに当たり、必要となる推進体制の整備や事業の立案、予算の確保など行財政上の措置を講ずることを改めて規定し、県の決意を明確にしている。

(施策の実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、計画に基づく障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものとする。

【趣旨】

本条は、計画に基づく障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策の実施状況について、知事は、毎年度、取りまとめて公表しなければならないことを定めるものである。

【解説】

計画の策定及び変更と同様に、計画に基づく施策の実施状況についても公表することとする。

公表とあわせて、議会に対しては、県民への公表用資料などにより当局から常任委員会等へ報告を行うことを想定している。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【趣旨】

本条例の施行日を平成30年4月1日とすることを定めるものである。

【解説】

県として障害者等の意思疎通等の手段の確保に関する施策に早急に取り組む必要があること、上位条例であるユニバーサル社会づくりの推進に関する条例の施行日が平成30年4月1日であり、同条例に規定する総合指針や本条例に基づく計画の円滑な策定のため必要であること、市町や関係者に対して責務や役割を規定しているが、全く新たな義務を課すものではなく、これまでの取組を基とした更なる取組を求めるものであり、施行に際して特段の周知や準備期間を設ける必要性は低いことから、平成30年4月1日をもって施行するものである。